

	質問	回答
1	令和2年3月31日までに設備を納入することが困難な場合があると思われるが、繰り越しは可能か。	本事業は令和元年度補正予算による補助事業のため、令和元年度内に執行していただくことが原則となります。例外として、交付決定後やむを得ない事情があった場合には繰り越しを行うことができますが、事業の遅延について大臣に報告すること（交付要綱第12条）、また、繰越に当たっては財政当局との協議が必要となることから、事象が発生した際には速やかに当方まで相談してください。
2	メーカーからの見積書を提案書類に入れなければならないのか。	メーカーの見積もりには時間が掛かると想定されるため、見積書は必須としませんが、整備する先端共用研究設備の価格については根拠のある数字を提示してください。
3	事業区分①と事業区分②の両方に提案することは可能か。	1機関から事業区分①と事業区分②にそれぞれ提案することは可能です。ただし、本年度の公募については、1事業区分に対して1機関1件までとしております（厳守、公募要領7頁）。
4	設備の据え付けに必要な工事費は認められるのか。	据え付けに必要な工事費は認められます。他方、電気代、消耗品費など運用にかかる経費は認められません。
5	共用率の計算方法については各機関で考えてよいのか。	機関・設備によって様々な共用のやり方がありうるので、各機関で外部に説明できる適切な計算方法を設定し、共用率を出してください。
6	様式2の整備予定の設備の優先順位を記入できるようにした意図は何か。	提案された複数の設備のうち、一部のみを認めることがあります。優先順位付けを含めて、機関に先端共用研究設備が整備・共用されることにより日本のマテリアルテクノロジーが強化されるような提案をしてください。
7	様式2別添1※4の外部共用の定義と交付要綱第3条第2項の共用の定義の書き方が異なるがどちらに合わせればよいのか。	交付要綱にある「共用」の考え方が前提となります。すなわち、大学以外の機関の場合、機関外の研究者等が研究設備を利用することを外部利用として、共用率を記載ください。なお、大学以外の機関において機関内他部局での利用がどの程度見込まれるかを提案書類に記載していただくことは妨げません。
8	様式2別添2の補足資料は、整備・共用に関する全体ビジョンについての補足として作成すればよいのか。	全体のビジョン、たとえばビジョンの裏打ちとなるこれまでの共用実績推移や今後の共用の体制など図で示さないと難しいものを補足する資料として作成してください。
9	事業規模は1件当たり8億円程度を想定していると公募要領にあるが、例えば4億円程度の提案も可能か。8億円に満たない提案の場合、採択の可能性が低くなるか。	可能です。例えば、本補助事業から4億円、残りは企業からお金をもらってマッチングで先端共用研究設備を整備するといった提案も可能です。また、あくまで国費補助について8億円程度という趣旨ですので、自己財源を充当し、全体事業としてさらに大きな事業規模とすることを妨げるものではありません。
10	設備の設置に伴い、クリーンルームの整備など高額な整備も認められるのか。	先端共用研究設備の設置に伴い、一体的に行う必要がある据え付け工事かといった観点等から、設備整備費に該当するか判断されます。
11	事業区分①と事業区分②の両方に分類しうる提案は可能か。	可能です。ただし、提案書類の様式2において事業区分①か事業区分②を必ず指定して、提案してください。
12	様式2、様式2別添1の中に図表を加えることは可能か。	様式の枚数制限内（厳守）で、形式を崩さないよう枠内に図表を加えていただくことは可能です。なお、審査委員が明確に判別できるサイズのものでないと、審査対象とはなりませんので、ご注意ください。

13	この事業に間接経費は含まれないのか。	含まれません。
14	施設が必ず付帯せざるを得ない設備を整備するにあたり、当該施設を本補助金で整備することは可能か。	補助対象経費として、設備整備費のみを認めておりますので（公募要領3頁）、その範囲内でご提案ください。ただし、本事業の補助対象の設備が最大限効果を発揮できるよう、別途自主財源等（本補助金対象外）にて施設を整備することを含め、一体として提案していただくことは当然可能です。
15	様式1の「組織・機構の長のコミットメント」を別紙とする場合、枚数制限はあるか。	A4用紙1枚以内で作成してください。
16	様式1には押印欄があるが、メールとは別に郵送する必要があるか。	押印無しの様式1を他の提案書類とともに提出締切までにメールで提出するとともに、押印有りの様式1を提出締切後で構いませんので、郵送してください。
17	公募要領の「1. 事業の趣旨・目的」に「本事業では、「創発的研究」の場の形成として広く国内の共用に資する最先端設備を整備します」とあるが、別途、補正予算で措置された「創発的研究支援事業」で行われるものと関連させた提案でなければならないのか。	本事業への申請に際し、「創発的研究支援事業」と関連させた提案であることを条件づけてはいませんが、「『創発的研究』の場の形成」として、本事業で整備する最先端設備を幅広く共用し、人材・アイデア・研究の融合の場の形成に貢献すること等が求められます（公募要領の2.（1）の留意事項及び3.（2）を参照）。
18	ナノテクノロジープラットフォームの実施機関が本補助事業で整備された設備を、同プラットフォームの経費（本事業以外の外部資金）を使って運営することは可能か。	公募要領に掲げている通り、「運営費を適切に確保するために、適切な利用料金設定や機関内で経費を措置できる体制となっているか」は審査の観点の1つとしております。このため、機関側が、本事業以外の外部資金において運用することを妨げるものではありませんが、3年及び5年後をメドにフォローアップを実施する予定であり、自律的・安定的な運営ができる提案が推奨されます。
19	事業区分の1つに蓄電池研究開発設備整備を設定している理由は何か。	蓄電池研究については、吉野彰氏がノーベル化学賞を受賞するなど我が国が強みを有するなか、実用化の段階で顕在化する基礎的な課題の解明など、今後さらに研究開発を推進していく必要があります。この推進のためには、技術提供の高度化や先端機器の高額化に伴い、マテリアルテクノロジーをコアとした大規模共用を可能とする先端共用研究設備の整備・活用が欠かせません。このため、本年度は事業区分の1つとして蓄電池研究開発設備整備を設定しました。
20	事業区分：AI・IoT／量子／バイオのいずれかの技術に特徴を有するマテリアルテクノロジーに関する設備整備について、「AI・IoT／量子／バイオ」とは具体的にはどのようなものか。	公平性の観点から詳細について我々から例示はいたしません。「イノベーション創出の最重要基盤となるマテリアルテクノロジーの戦略的強化に向けて（第6期科学技術基本計画に向けた提言）」（令和元年10月18日ナノテクノロジー・材料科学技術委員会）や、AI、量子、バイオに係る政府戦略等を踏まえ、適したマテリアルテクノロジーに関する提案をしてください。
21	事業区分：AI・IoT／量子／バイオのいずれかの技術に特徴を有するマテリアルテクノロジーに関する設備整備について、「特徴を有する」とは何か。また、整備する機器について、一品ごとに特徴を有している必要があるか。	AI・IoT／量子／バイオのいずれかの技術に関連し、日本の中において、特に「強み」をもった先端共用研究設備を指します。なお、整備する予定の機器一品ごと全てに特徴を有している必要はありませんが、提案する設備のラインナップを全体として見た際に特徴を説明できるようにしてください。
22	事業区分：AI・IoT／量子／バイオのいずれかの技術に特徴を有するマテリアルテクノロジーに関する設備整備について、「いずれか」とあるが具体的にはどのような意味か。	AI・IoT／量子／バイオの3技術のうち1つ以上（複数でもよい）に特徴を有するマテリアルテクノロジーを指します。

23	同時に公募が開始されている、別分野（情報、量子、ライフ）の先端共用研究設備補助事業と重複して、同じ提案を申請してよいか。	別分野に同じ提案をすることは可能ですが、様式2の備考欄にその旨を記入してください。適切に記入されていない場合は審査結果の無効や交付取消しとなる場合があります（公募要領3頁）。
24	他の補助金、運営費交付金、民間からの寄付金等との合算使用は認められるか	補助目的に合致する限りにおいて合算使用することは可能です。ただし、本事業の対象経費とその他の経費を明確に区分できるようにしてください（公募要領8頁）。また、他の補助金との合算の場合は重複受給とならないことや、当該合算使用する補助金の目的外使用にご注意ください。
25	補助要件の「産学官への高い共用実績を有する機関の提案であること」について、「高い共用実績」とは具体的にはどのレベルを「高い」というのか。	各機関において公募要領に従い、共用実績について記入ください。審査委員会において、提案課題の比較等の上、総合的に判断いたします。
26	総額16億円のうち区分1、区分2の配分は誰が決めるのか。	事業総額における調整を経て、審査委員会において決定されません。
27	運営・維持管理に必要な資金が確保できる見込みがあることを補助要件としているが、見込みはどの程度示す必要があるか。	各機関において公募要領に従い、ご判断ください。なお、重要な項目であり、すでに大きな収入を得ている、外部機関と連携しており資金のコミットメントが得られている等の確実な予定に基づいた見込みを提案できるか今一度ご確認ください（なお、書面審査の締切までには間に合わないものの、面接審査の締切までに大幅な進捗が見込まれる場合にはその旨記載ください）。3年及び5年後をメドにフォローアップを実施する予定であり、自律的・安定的な運営ができる提案が推奨されます。
28	ヒアリングに進んだ場合の1月27日午後スケジュールについて教えてください。	ヒアリングの具体的な流れは以下を想定しています。ご準備の参考にしてください。 ○ヒアリングが必要と判断された案件については、その提案機関にヒアリングを行う時間を1月24日までに連絡する予定。 ○ヒアリングについては、1月27日13時から文部科学省で行う予定。説明者は、各機関3名以内とする。 ○ヒアリング当日のスケジュールは、提案機関による説明15分（時間厳守）、質疑応答15分を予定。配布資料は、15部、当日ご持参いただく予定。 ○プレゼンテーションをするプロジェクター（Mini D sub15pin）、スクリーン等は文部科学省にて準備する。プレゼンテーション用のパソコンは、プレゼンテーション資料データを入れて説明者が持参すること。